

# 歯科技工に関連する保険点数のしくみ

私たち歯科技工士は、責任を持って良質で安全な歯科補てつ物等を提供するため、歯科診療報酬体系について理解した上で、各々の歯科技工所における適正な歯科技工料金の設定が必要です。そのためには、歯科医療機関が認識、使用している保険点数の内容をあらかじめ知っておくことが重要となります。

## 1. 歯科医療機関が使用する「社会保険歯科診療報酬点数早見表」（まるめ点数）の記載内容とは

歯科医療機関の多くは、（公社）日本歯科医師会が会員用に作成している「社会保険歯科診療報酬点数早見表」（まるめ点数）に表示されている点数を念頭に診療報酬請求業務を行っていますが、この「まるめ点数」からでは、各項目の製作技術点数が何点なのかは分かりません。そのため、歯科診療報酬体系のなかみを理解し、委託先である歯科医療機関に説明できる知識を持つておく必要があります。

「社会保険歯科診療報酬点数早見表」（まるめ点数）では、第12部歯冠修復及び欠損補綴関連項目について、次のような点数表示になっています。

〔 金属歯冠修復等 〕	製作技術 点数	+	材料点数	〔 ※装着点数 は別表記 〕	=	「早見表」表示点数 (まるめ点数)	
	表示例 全部金属冠 (大白歯, 金パラ使用)	454点	+	379点	=	833点	
〔 有床義歯 〕	製作技術 点数	+	材料点数	+	装着点数	=	「早見表」表示点数 (まるめ点数)
	表示例 総義歯 (レジン床)	2,110点	+	10点	+	230点	=

## 2. 歯科技工所から歯科医療機関への請求額

製作技術料 (製作技術点数)	+	〔 歯科技工所側 が負担した場 合の材料料 〕	=	歯科医療機関への請求額
-------------------	---	-------------------------------	---	-------------

【一例】

例えば、A歯科技工所において、「レジン床総義歯」の請求に関し、製作技工に要する費用の割合「おおむね100分の70」の70%を請求額と設定した場合は、

$$\begin{array}{rcccl}
 14,770円 & + & 100円 & = & 14,870円 \\
 \text{(A歯科技工所の製作技術料)} & & \text{(負担した材料料)} & & \text{(A歯科技工所の請求額)}
 \end{array}$$

※歯科医療機関では、上記のように「社会保険歯科診療報酬点数早見表」（まるめ点数）により診療報酬請求業務を行っています。「まるめ点数」と「製作技術点数」が混同し、歯科医療機関との食い違いを招かないためにも、適正な歯科技工料金を設定する際に重要となる各項目の「製作技術点数」について、まず私たち歯科技工士自身が保険点数のしくみを理解しましょう。

(注)本資料掲載の各保険点数は、2014年(平成26年)4月1日現在の点数。